

## 浄化槽設置費用の補助金制度 新築工事・改築工事いずれも対象です

**対象となる区域**…公共下水道処理区域、特定環境保全公共下水道処理区域（相内地区）、農業集落排水処理区域（梅田地区・藻川地区・蒔田地域）・漁業集落排水処理区域（十三地区）を除く市内全域

**補助対象の要件**…自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を設置する方または浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入する方／市税等を滞納していない方／市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

- \* 着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。
- \* 令和3年3月10日(水)までに設置を完了し、同期日までに浄化槽設置完了報告書を提出する必要があります。
- \* 既に設置済みの合併処理浄化槽の更新・改築は補助対象外です。
- \* 店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別に要件があります。

\* 浄化槽が新たに設置される住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。

\* 補助を受けた方は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、浄化槽法第7条検査結果書および浄化槽法第11条検査結果書の写しを提出する必要があります。

**補助の限度額**…5人槽 35万2,000円  
6～7人槽 44万1,000円  
8～10人槽 58万8,000円

**補助の基数**…90基（予定）

**受付期間**…4月1日(水)～12月25日(金)  
(土曜・日曜日、祝日を除く)

- \* 予算の範囲内で随時受付します。
- \* 申請に必要な書類は下水道課で配布します。
- \* 詳細は、市ホームページでも確認できます。

**申請先**…下水道課 内線2756

## 浄化槽を正しく使いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

- ①定期的な保守点検／②年1回の清掃／③法定検査の受検（使用開始後および年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センター（TEL017-726-9500）が行います。また、浄化槽の使用開始時や廃止時、管理者の変更時などには、中南地域県民局環境管理部（TEL0172-31-1900）への届出等が必要です。

## ペット火葬場使用料改定のお知らせ

現在のペット火葬場使用料は、平成19年7月1日に改定され現在まで12年以上使用料を据え置いてきましたが、その間の物価高騰および先の消費増税等に対応するため、今回、市外飼養者料金の適正化を図るための見直しおよび全ての区分での使用料の消費税率引き上げにより、下記のとおり4月1日から使用料を改定しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ペット火葬場使用料金表（4月1日～）

区分	使用料（1体につき）			
	市内飼養者		市外飼養者	
	合同火葬	単独火葬	合同火葬	単独火葬
25kg以上		10,480		15,820
20kg以上 25kg未満	4,710	9,430	8,960	14,770
10kg以上 20kg未満	4,190	8,380	8,430	13,720
10kg未満	3,140	6,290	7,390	12,680

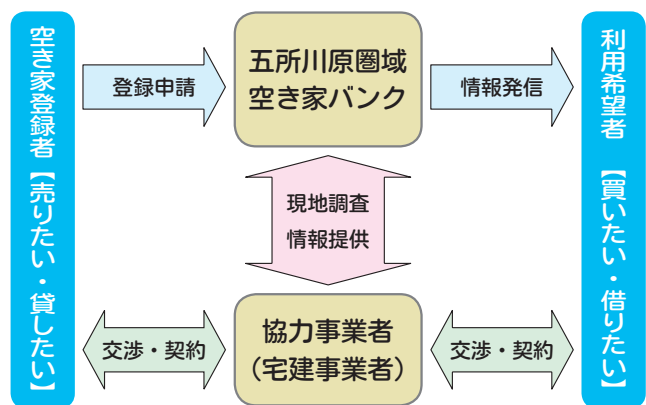
問…環境対策課 内線2367

## 空き家を所有する皆さんへ 空き家バンクに物件を登録しませんか 企画課 内線2234

「五所川原圏域空き家バンク」は、五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町にある空き家の売買・貸借を宅建事業者と連携して仲介する仕組みです。

空き家はそのままにしておく、と、どんどん古くなっていきます。場合によっては危険な状態になるおそれもあります。そうなる前に空き家バンクに登録し、お持ちの資産を有効に活用してみませんか。

### ●五所川原圏域空き家バンクのイメージ



### ●物件の登録から契約までの主な流れ

- ①空き家がある市や町に登録申請
- ②宅建事業者による物件の現地調査
- ③市ホームページで物件情報を公開

④宅建事業者の仲介のもと契約を締結

- \* 空き家バンクへの物件登録は無料です。
- \* 成約時は仲介手数料が発生します。
- \* 物件の交渉・契約の締結に市は一切関与しません。

